

須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付要綱取扱基準

須賀川市ブロック塀等撤去補助金交付要綱（令和4年7月21日施行。以下「要綱」という。）の施行に係る具体的な取扱基準については、以下のとおりとする。

第1 要綱第2条第1項第3号に規定するブロック塀等の一部を取り壊すことについて

ブロック塀等の高さを1.2m以下にするものを含むものとする。ただし、高さ1m以上の擁壁の上に存する場合は、全部又はブロック塀等の高さとの合計を2.2m以下にするものに限る。

第2 要綱第2条第1項第4号に規定するブロック塀等の安全性を確保するための補強又は補修について

建築基準法施行令（昭和25年政令第388号。以下「施行令」という。）第61条又は第62条の8の規定に適合させる改修を含むものとする。

第3 要綱第3条第1項第1号に規定する地震により倒壊の恐れのあるブロック塀について

施行令第61条又は第62条の8の規定に、ひとつでも該当しないものがあるもので、面する道路との境界からの距離が、ブロック塀等の高さ以内のものとする。

附 則

この基準は令和4年7月21日から施行する。